

粉乳等に対して課する輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税に関する規定の平成二十六年度における適用の停止を定める政令（案） 参照条文

◎ 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）

（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）

第七条の三 平成七年度から平成二十六年までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び別表第一の六において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなった月の翌々の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本の譲許表に定める税率（第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、平成二十六年において、飼料用麦（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。）を含む別表第一の六の項にあつては、当該年度中のこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項の飼料用麦であつて、オーストラリアを原産地とするもの（以下この条において「オーストラリア産飼料用麦」という。）に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- 一 第八条の五第二項の規定により政令で定める物品で別表第一の品名の欄に規定する政令で定める数量の範囲内で輸入されるもの
- 二 関税率法別表第〇四〇二・一〇号の一及び二の(二)、第〇四〇二・二一号の一及び二の(二)、第〇四〇二・二九号並びに第〇四〇二・九九号の一の(二)及び二に掲げるミルク及びクリーム、同表第〇四〇三・九〇号の一に掲げる凝固したミルク及びクリーム等、同表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ並びに同表第〇四〇五・一〇号、第〇四〇五・二〇号及び第〇四〇五・九〇号に掲げるミルクから得たバターその他の油脂及びデイルリースプレッドのうち、独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定す

る農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの
三〇六 (省 略)

3 第一項に規定する場合に該当することとなつた別表第一の六に掲げる物品について、当該物品の輸入の動向その他の事情からみて、その輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与えるおそれがないと認められるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間を指定し、当該指定された期間内に輸入される当該指定された物品について、同項の規定の適用を停止することができる。

4〇8 (省 略)

別表第一 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係)

関税率法の 別表の番号	品名	税率
〇四・〇二 〇四〇二・一〇	<p>ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)</p> <p>粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。)</p> <p>一 砂糖を加えたもの</p> <p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>(2) その他のものうち</p> <p>この号の一の(2)並びに二の(一)の(2)及び(二)の(2)、第〇四〇二・二一号の二の(一)及び(二)の(2)並びに第〇四〇二・二九号の二の(2)に掲げる粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリームについて、七四、九七三トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この項において「学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。)以内のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)、夜間において授業を行う課程を置く高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児又は政令で定める児童福祉施設の児童の給食の用に供されるもの(以下この項において「学校等給食用のもの」という。)、及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの(以下この項において「飼料用のもの」という。)</p>	<p>三五%</p> <p>三五%</p>

- (1) 学校等給食用のもののうち
 この号の二の(一)及び第〇四〇二・二二号の二の(一)に掲げる粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリームのうち学校等給食用のものについて、七、二六四トン
 を基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの
- (2) 飼料用のもののうち
 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの
- (二) その他のもの
- (1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの
 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの
- (2) その他のものうち
 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%を超えるものに限る。）
 砂糖その他の甘味料を加えてないもの
- 一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの
- (一) 脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち
 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの
- (二) その他のものうち
 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの
- 二 その他のもの
- (一) 学校等給食用のもの及び飼料用のもののうち
 学校等給食用のもののうち学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの

無税
 無税
 二五%
 二五%
 二五%
 三〇%
 三〇%
 無税

〇四〇二・二九

無税	(二) その他のもの	飼料用のもののうち学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの
二五%	(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの
二五%	(2) その他のものうち	学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの
一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの	(一) 脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち	学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの
三〇%	(二) その他のものうち	独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの
三〇%	二 その他のもの	独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの
三五%	(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの
三五%	(2) その他のものうち	学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの
(省略)	その他のもの	学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の六関係)

関稅定率法 別表の番号	品名	稅率	
○四・〇二 ・一〇二	<p>○四・〇二 ・一〇二</p> <p>ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。） 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。）</p> <p>一 砂糖を加えたもののうち 別表第一第〇四〇二・一〇号の一に掲げる稅率の適用を受けるもの以外のもの</p> <p>二 その他のもの （一） 小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育</p>	<p>平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までに輸入されるもの</p>	<p>稅</p>
		<p>平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までに輸入されるもの</p>	<p>稅</p>
		<p>平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日までに輸入されるもの</p>	<p>稅</p>
		<p>平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日までに輸入されるもの</p>	<p>稅</p>
		<p>平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日までに輸入されるもの</p>	<p>率</p>
		<p>平成一二年四月一日から平成一七年三月三十一日までに輸入されるもの</p>	<p>率</p>

学校の後期課程を含む。
)、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児又は政令で定める児童福祉施設の児童の給食の用に供されるもの(以下この項において「学校等給食用のもの」という。)及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの(以下この項において「飼料用のもの」という。)のうち

別表第一第〇四〇二
 ・一〇号の二の(一)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

(二)
 その他のものうち
 別表第一第〇四〇二
 ・一〇号の二の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

二四・四%及び一キログラム	円三三銭	一キログラムにつき一〇五
二三・八%及び一キログラム	円六七銭	一キログラムにつき一〇二
二三・二%及び一キログラム	円	一キログラムにつき一〇〇
二二・五%及び一キログラム	三三銭	一キログラムにつき九七円
二一・九%及び一キログラム	六七銭	一キログラムにつき九四円
二一・三%及び一キログラム		一キログラムにつき九二円

○四〇二
・二一

粉状、粒状その他の固形状のもの
の（脂肪分が全重量の一・五％
を超えるものに限る。）
砂糖その他の甘味料を加えて
ないもの

一 脂肪分が全重量の五％
を超えるもの

(一) 脂肪分が全重量の三
〇％以下のもの
うち

別表第一第〇四〇
二・二一号の一の
(一)に掲げる税率の
適用を受けるもの
以外のもの

(二) その他のものうち
別表第一第〇四〇
二・二一号の一の
(二)に掲げる税率の
適用を受けるもの
以外のもの

ムにつき一〇 五円三三銭	ムにつき一〇 二円六七銭	ムにつき一〇 〇円	ムにつき九七 円三三銭	ムにつき九四 円六七銭	ムにつき九二 円
二九・三％及 び一キログラ ムにつき二一 四円八三銭	二八・五％及 び一キログラ ムにつき二〇 九円六七銭	二七・八％及 び一キログラ ムにつき二〇 四円五〇銭	二七％及び一 キログラムに つき一九九円 三三銭	二六・三％及 び一キログラ ムにつき一九 四円一七銭	二五・五％及 び一キログラ ムにつき一八 九円
三円	九円	五円	七円	三円	三円

二 その他のもの (一) 学校等給食用のもの 及び飼料用のもの うち	(二) その他のもののうち 別表第一第〇四〇 二・二一号の二の (二)に掲げる税率の 適用を受けるもの 以外のもの	その他のもの 一 脂肪分が全重量の五% を超えるもの (一) 脂肪分が全重量の三 〇%以下のもの うち 別表第一第〇四〇 二・二九号の一の (一)に掲げる税率の	〇四〇二 ・二九
一キログラム につき一一一 円五〇銭	一キログラム につき一一一 円	二四・四%及 び一キログラ ムにつき一一 円五〇銭	
一キログラム につき一〇九 円	一キログラム につき一〇九 円	二三・八%及 び一キログラ ムにつき一〇 九円	
一キログラム につき一〇六 円五〇銭	一キログラム につき一〇六 円	二三・二%及 び一キログラ ムにつき一〇 六円五〇銭	
一キログラム につき一〇四 円	一キログラム につき一〇四 円	二二・五%及 び一キログラ ムにつき一〇 四円	
一キログラム につき一〇一 円五〇銭	一キログラム につき一〇一 円	二一・九%及 び一キログラ ムにつき一〇 一円五〇銭	
一キログラム につき九九九 円	一キログラム につき九九九 円	二一・三%及 び一キログラ ムにつき九九 九円	

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表（第七条の三関係）

		税		率			
(省略) その他のもの	適用を受けるもの 以外のもの (一) その他のもののうち 別表第一第〇四〇 二・二九号の一の (二)に掲げる税率の 適用を受けるもの 以外のもの (二) その他のもののうち 別表第一第〇四〇二 ・二九号の二に掲げ る税率の適用を受け るもの以外のもの	二九・三%及 び一キログラ ムにつき一四 三元	二八・五%及 び一キログラ ムにつき一三 九円	二七・八%及 び一キログラ ムにつき一三 五円	二七%及び一 キログラムに つき一三一円	二六・三%及 び一キログラ ムにつき一二 七円	二五・五%及 び一キログラ ムにつき一二 三元
		二九・三%及 び一キログラ ムにつき一一 一元五〇銭	三三・三%及 び一キログラ ムにつき一〇 九円	三二・四%及 び一キログラ ムにつき一〇 六円五〇銭	三一・五%及 び一キログラ ムにつき一〇 四円	三〇・七%及 び一キログラ ムにつき一〇 一元五〇銭	二九・八%及 び一キログラ ムにつき九 円
		二九・三%及 び一キログラ ムにつき一一 一元五〇銭	三三・三%及 び一キログラ ムにつき一〇 九円	三二・四%及 び一キログラ ムにつき一〇 六円五〇銭	三一・五%及 び一キログラ ムにつき一〇 四円	三〇・七%及 び一キログラ ムにつき一〇 一元五〇銭	二九・八%及 び一キログラ ムにつき九 円
		二九・三%及 び一キログラ ムにつき一一 一元五〇銭	三三・三%及 び一キログラ ムにつき一〇 九円	三二・四%及 び一キログラ ムにつき一〇 六円五〇銭	三一・五%及 び一キログラ ムにつき一〇 四円	三〇・七%及 び一キログラ ムにつき一〇 一元五〇銭	二九・八%及 び一キログラ ムにつき九 円
		二九・三%及 び一キログラ ムにつき一一 一元五〇銭	三三・三%及 び一キログラ ムにつき一〇 九円	三二・四%及 び一キログラ ムにつき一〇 六円五〇銭	三一・五%及 び一キログラ ムにつき一〇 四円	三〇・七%及 び一キログラ ムにつき一〇 一元五〇銭	二九・八%及 び一キログラ ムにつき九 円
		二九・三%及 び一キログラ ムにつき一一 一元五〇銭	三三・三%及 び一キログラ ムにつき一〇 九円	三二・四%及 び一キログラ ムにつき一〇 六円五〇銭	三一・五%及 び一キログラ ムにつき一〇 四円	三〇・七%及 び一キログラ ムにつき一〇 一元五〇銭	二九・八%及 び一キログラ ムにつき九 円

二九 ~ 五								
(省略)	関税率表第○四○二・二九号の二に掲げる物品	関税率表第○四○二・二九号の二に掲げる物品	関税率表第○四○二・二九号の二に掲げる物品	関税率表第○四○二・二九号の二に掲げる物品	関税率表第○四○二・二九号の二に掲げる物品	関税率表第○四○二・二九号の二に掲げる物品	関税率表第○四○二・二九号の二に掲げる物品	関税率表第○四○二・二九号の二に掲げる物品
	一一・四%及び一キログラムにつき一六二円五〇銭	八・一%及び一キログラムにつき一六二円五〇銭	七・九%及び一キログラムにつき一五八円三三銭	七・七%及び一キログラムにつき一五四円一七銭	七・五%及び一キログラムにつき一五〇円	七・三%及び一キログラムにつき一四五円八三銭	七・一%及び一キログラムにつき一四一円六七銭	九・八%及び一キログラムにつき三九一元二八銭
	一一・一%及び一キログラムにつき一五八円三三銭	九・五%及び一キログラムにつき三八一元二二銭	九・三%及び一キログラムにつき三七一元一七銭	九%及び一キログラムにつき三六一円一銭	八・八%及び一キログラムにつき三五一元六銭	八・五%及び一キログラムにつき三四一元		
	一一・一%及び一キログラムにつき一五八円三三銭	九・三%及び一キログラムにつき三七一元一七銭	九%及び一キログラムにつき三六一円一銭	八・八%及び一キログラムにつき三五一元六銭	八・五%及び一キログラムにつき三四一元			
	一一・一%及び一キログラムにつき一五八円三三銭	九・三%及び一キログラムにつき三七一元一七銭	九%及び一キログラムにつき三六一円一銭	八・八%及び一キログラムにつき三五一元六銭	八・五%及び一キログラムにつき三四一元			
	一一・一%及び一キログラムにつき一五八円三三銭	九・三%及び一キログラムにつき三七一元一七銭	九%及び一キログラムにつき三六一円一銭	八・八%及び一キログラムにつき三五一元六銭	八・五%及び一キログラムにつき三四一元			
	一一・一%及び一キログラムにつき一五八円三三銭	九・三%及び一キログラムにつき三七一元一七銭	九%及び一キログラムにつき三六一円一銭	八・八%及び一キログラムにつき三五一元六銭	八・五%及び一キログラムにつき三四一元			